

十管区水路通報

第 8 号

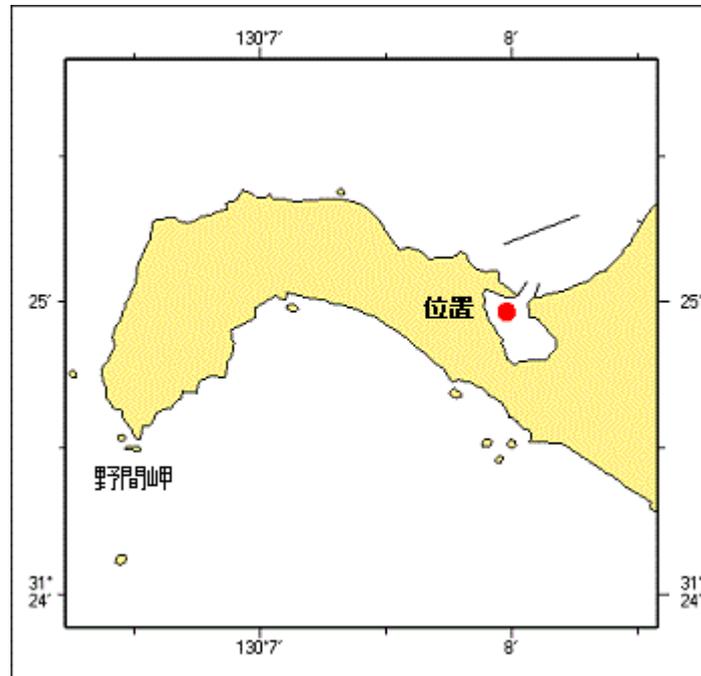
(令和7年2月21日～令和7年2月27日 掲載分)

- 第 84項 九州南岸 - 野間岬東北東方 障害物存在
- 第 85項 九州西岸 - 天草下島東方 灯浮標廃止
- 第 86項 九州西岸 - 甑島列島西北西方 射撃訓練
- 第 87項 九州南岸 - 佐多岬西方 射撃訓練
- 第 88項 九州東岸 - 志布志港 ケーソン仮置作業等
- 第 89項 南西諸島 - 沖繩島東方 射撃訓練
- 第 90項 九州西岸 - 獅子島南岸 灯台光達距離変更(予告)
- 第 91項 九州西岸 - 甑島列島、手打漁港 灯台高さ等変更(予告)
- 第 92項 九州南岸 - 野間岬東北東方 障害物撤去
- 第 93項 九州東岸 - 志布志港 護岸延長
- 第 94項 九州東岸 - 細島港 岸壁名称について
- 第 95項 九州東岸 - 細島港 地盤改良工事

★ 7年84項 九州南岸 - 野間岬東北東方 障害物存在

野間池漁港内に障害物(木材)が存在する。

位置 31-25.0N 130-08.0E 付近
海図 W207
出所 串木野海上保安部



★ 7年85項 九州西岸 - 天草下島東方 灯浮標廃止

(十管区水路通報元年28号331項、5年5号52項、53項、6年41号370項、7年6号56項削除)
下記の灯浮標は廃止された。

- 1、「新和沖拓洋養殖施設A灯浮標」(灯台表第1巻、6495.1) (32-20.3N 130-13.7E)
- 2、「新和沖拓洋養殖施設B灯浮標」(灯台表第1巻、6495.2) (32-20.5N 130-13.2E)

- 3、「新和沖拓洋養殖施設C灯浮標」(灯台表第1巻、6495.3) (32-22.3N 130-14.6E)
 - 4、「新和沖拓洋養殖施設D灯浮標」(灯台表第1巻、6495.4) (32-22.1N 130-14.9E)
 - 5、「新和沖拓洋養殖施設第1号灯浮標」(灯台表第1巻、6495.5) (32-21.4N 130-14.5E)
 - 6、「新和沖拓洋養殖施設第2号灯浮標」(灯台表第1巻、6495.6) (32-21.5N 130-14.5E)
 - 7、「新和沖拓洋養殖施設第3号灯浮標」(灯台表第1巻、6495.7) (32-21.7N 130-14.0E)
 - 8、「新和沖拓洋養殖施設第4号灯浮標」(灯台表第1巻、6495.8) (32-21.7N 130-14.2E)
- 海 図 W174-W169-W206
出 所 十本部交通部、熊本海上保安部

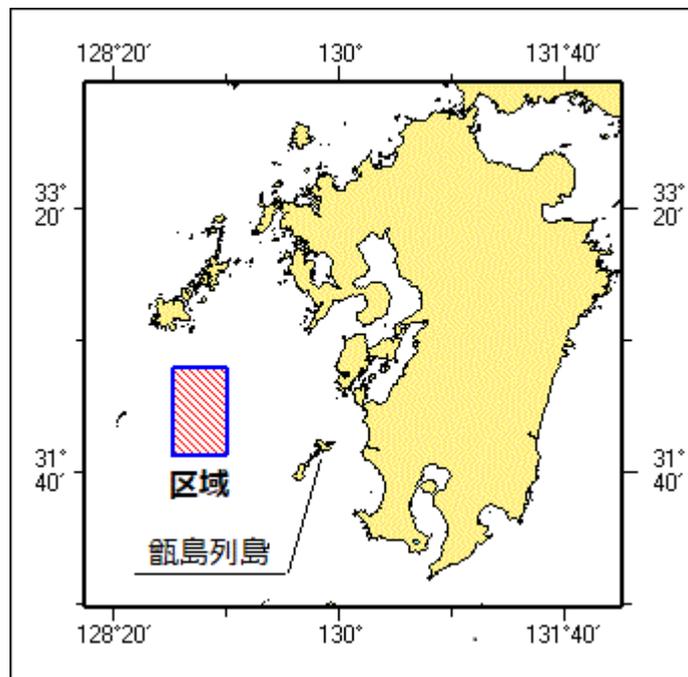
★7年86項 九州西岸 - 甌島列島西北西方 射撃訓練

フォックストロット区域において、自衛艦による水上射撃及び対空射撃が実施される。

期 間 令和7年3月18日(予備日19日)、0800~1700

- 区 域 4地点により囲まれる区域
- (1) 32-20-12N 128-45-52E
 - (2) 32-20-12N 129-09-52E
 - (3) 31-47-12N 129-09-52E
 - (4) 31-47-12N 128-45-52E

備 考 訓練実施中、実施艦に「B」旗が掲揚される
海 図 W213-JP213-W187-JP187-W180-W437
出 所 防衛省海上幕僚監部



★7年87項 九州南岸 - 佐多岬西方 射撃訓練

巡視船による射撃訓練が実施される。

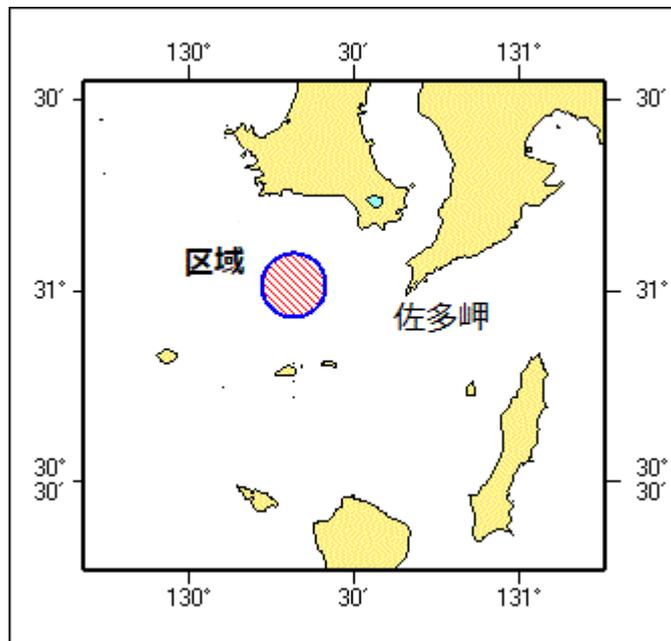
期 間 令和7年3月18日、19日(予備日20日)、0730~1800

区 域 31-01N 130-19Eを中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、紅色閃光灯を点灯し、国際信号旗「UY」及び「NE4」旗を掲揚

海 図 W221-JP221-W1222-JP1222-W180-W182A

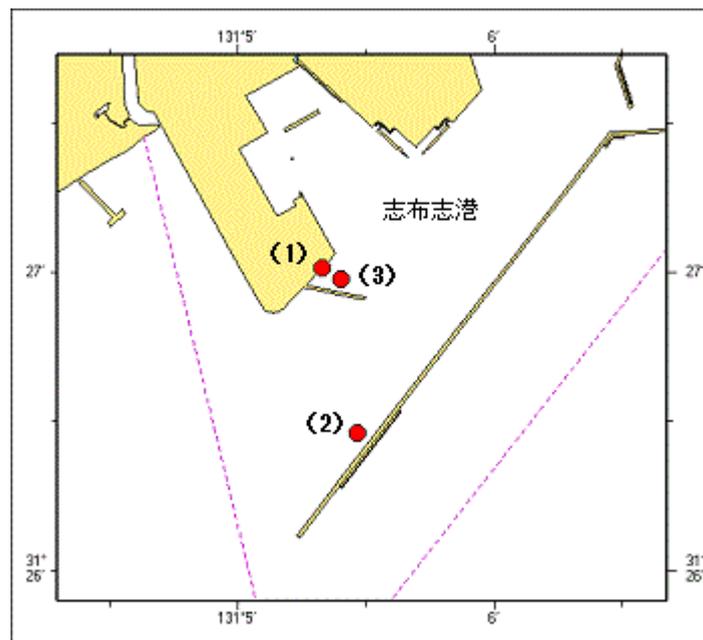
出 所 十本部警備救難部



★7年88項 九州東岸 - 志布志港 ケーソン仮置作業等

潜水士、起重機船及びフローティングドックによるケーソン製作、進水及び仮置作業が実施される。

- 期 間 令和7年2月26日～3月7日 (内2日間)
- (ケーソン製作)
- 区域1 31-27-01N 131-05-20E 付近
- (ケーソン進水)
- 区域2 31-26-28N 131-05-28E 付近
- (ケーソン仮置)
- 区域3 31-26-59N 131-05-24E 付近
- 備 考 付近に警戒船を配置
潜水作業中、国際信号旗「A」を掲揚
区域2にフローティングドックが停泊する
- 海 図 W1257
- 出 所 志布志海上保安署



★7年89項 南西諸島 - 沖縄島東方 射撃訓練

ホテル・ホテル区域において、自衛艦による水上射撃が実施される。

期 間 令和7年3月17日(予備日18日~20日)、0700~1800

区 域 4地点により囲まれる区域

(1) 26-23-14N 128-19-53E

(2) 27-06-14N 129-09-52E

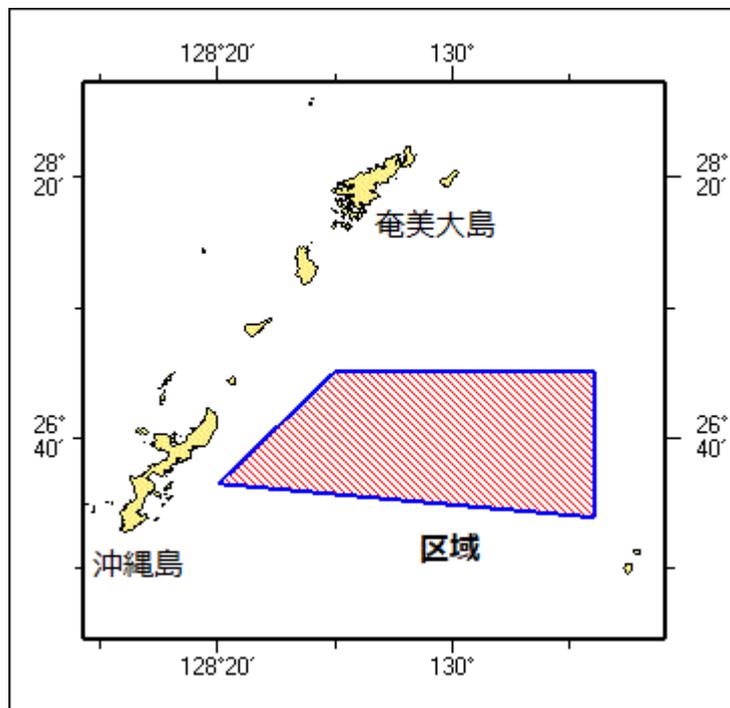
(3) 27-06-14N 130-59-52E

(4) 26-10-15N 130-59-52E

備 考 訓練実施中、実施艦に「B」旗が掲揚される

海 図 W 2 2 6 - J P 2 2 6 - W 1 8 2 B - W 1 2 0 3

出 所 防衛省海上幕僚監部



★7年90項 九州西岸 - 獅子島南岸 灯台光達距離変更(予告)

「幣串港南防波堤灯台」(灯台表第1巻、6551)(32-15.6N 130-13.6E)は、光達距離が変更される。

予定日 令和7年3月中旬

光達距離 (変更前) 4.5海里

(変更後) 5.0海里

海 図 W 1 7 8 - W 1 7 4 - W 2 0 6

出 所 十本部交通部

★7年91項 九州西岸 - 甌島列島、手打漁港 灯台高さ等変更(予告)

「手打港防波堤灯台」(灯台表第1巻、6590)(31-38.0N 129-43.0E)は、高さ及び灯高が変更される。

予定日 令和7年3月上旬

高 さ (変更前) 11メートル

(変更後) 10メートル

灯 高 (変更前) 17メートル

(変更後) 16メートル

海 図 W 1 2 6 0 (手打漁港) - W 2 0 7 - W 2 1 3 - J P 2 1 3

出 所 十本部交通部

★7年92項 九州南岸 - 野間岬東北東方 障害物撤去

(十管区水路通報7年8号84項削除)

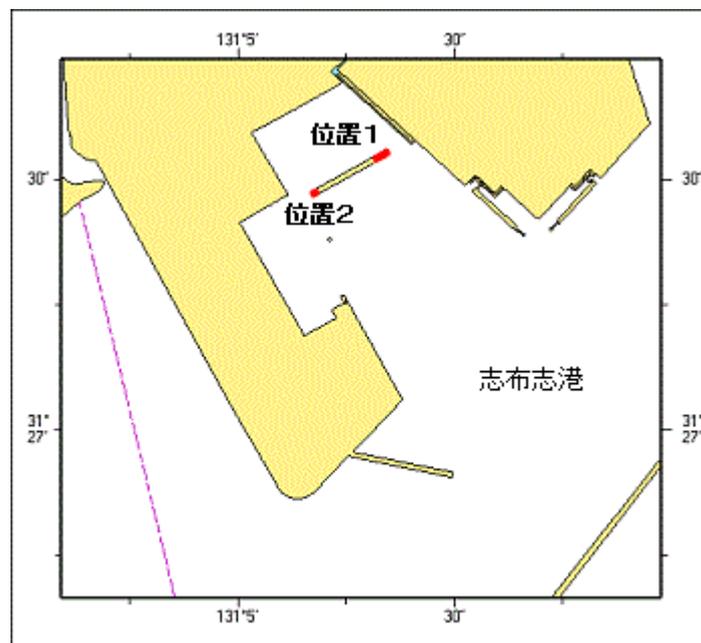
障害物（木材）は撤去された。
海図 W207
出所 串木野海上保安部

★7年93項 九州東岸 - 志布志港 護岸延長

護岸が延長された。

- 位置1 2地点を結ぶ線上（幅約20m）
(1) 31-27-33.3N 131-05-20.7E
(2) 31-27-32.4N 131-05-18.8E（既存護岸先端）
- 位置2 2地点を結ぶ線上（幅約20m）
(3) 31-27-28.2N 131-05-10.1E
(4) 31-27-28.6N 131-05-10.9E（既存護岸先端）

備考 護岸先端に設置されていた黄色灯は、
上記(1)位置及び上記(3)位置に移設された
海図 W1257-W185
出所 十本部海洋情報部

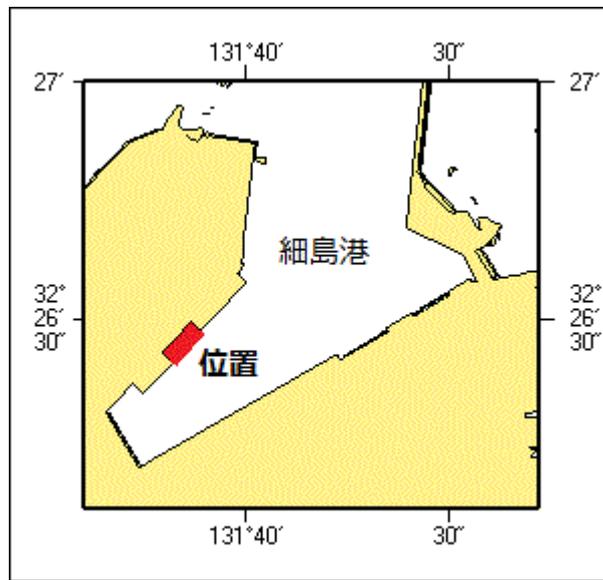


★7年94項 九州東岸 - 細島港 岸壁名称について

細島港の岸壁名称は下記のとおりである。

- 名称 工業港16号岸壁
位置 2地点を結ぶ岸線
(1) 32-26-28.7N 131-39-53.1E（岸線角）
(2) 32-26-24.7N 131-39-48.9E（岸線角）

海図 W1223
出所 十本部海洋情報部



★7年95項九州東岸 - 細島港 地盤改良工事

潜水士及び起重機船等による地盤改良工事等が実施される。

期間 令和7年3月17日～6月20日、日出～日没

区域 5地点及び陸岸により囲まれる区域

(1) 32-26-31N 131-38-53E

(2) 32-26-30N 131-38-54E

(3) 32-26-27N 131-38-51E

(4) 32-26-29N 131-38-50E

(5) 32-26-30N 131-38-52E

備考 付近に警戒船を配置
潜水作業中、国際信号旗「A」旗を掲揚
区域を灯付浮標で表示

海図所 W1223
細島港長

